

国民健康保険料等の負担を軽減

非自発的失業者の保険料軽減

会社の倒産や解雇等により失業した国民健康保険(国保)加入者の保険料を軽減します。軽減を受けるには、届け出が必要です。▽対象 次の①②の要件をいずれも満たす人。

①離職時点65歳未満
②雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」と認定されている。
※雇用保険受給資格者証に記載されている離職年月日と離職理由コード(下の表)を確認します。

▽軽減方法 失業者の前年給与所得を実際の3割とみなして保険料を算定し、また高額療養費負担限度額等の所得区分の再判定を行います。

※給与所得以外の所得や失業者本人以外の国保加入者の給与所得は対象外です。
▽軽減期間 離職日翌日の属する月から翌年度末の間

■要件となる離職理由と離職理由コード番号

離職理由コード	離職理由
11	解雇(離職理由コード50の重責解雇を除く)
12	天災その他の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	雇止めによる退職(雇用期間3年以上、契約更新1回以上、雇止め通知ありの場合)
22	雇止めによる退職(雇用期間3年未満、更新明示ありの場合)
23	契約期間満了(雇用期間3年未満、更新明示なし)
31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職、退職勧奨
32	事業所移転に伴う正当な理由のある自己都合退職
33	やむを得ないと判断される自己都合退職(被保険者期間が12カ月以上の場合)
34	やむを得ないと判断される自己都合退職(被保険者期間が6カ月以上12カ月未満の場合)

※受給期間終了後、雇用保険受給資格者証を破棄されている場合は公共職業安定所(ハローワーク)でご相談ください。

その他の失業者の保険料減免

退職による国保加入者が雇用保険を受給する場合、その受給期間に相当する保険料について、所得割の月給資格者証、印かん

※失業等により前年より所得が著しく減少する国保加入者も減免の対象となる場合があります。詳しくは、国保医療課までお問い合わせください。

一部負担金の減免等

国保加入者が、医療機関で1カ月に支払う一部負担金が高額となる場合、一定の要件に該当すれば一部負担金を減免します。

▽減免期間 原則として年間3カ月以内(医師の意見により最大6カ月)

▽要件 ①国保加入者全員の直近3カ月の収入が生活保護基準額の1・1倍に世帯の医療費自己負担限度額

福祉医療制度のお知らせ

医療費の自己負担金を助成

市では、市内在住の健康保険加入者を対象に、医療費の自己負担金の一部を助成する5種類の福祉医療制度を実施しています。

各医療制度の内容に該当するが、手続きしていない人は、国保医療課で申請してください。

医療費の給付

福祉医療制度の受給者証を交付された人は、京都府内の医療機関等で診療を受けた場合、受給者証を提示することで、窓口で助成を受けられます。なお、京都府外で診療を受けた場合は、別途申請の手続きが必要です(いったん通常の自己負担額を支払った後、医療費支給申請書に領収書を添付し、国保医療課に提出すると支払った自己負担額のうち、各制度の自己負担分を除いた額で、総医療費を超えない額を給付します)。

福祉医療制度

種類	対象	医療費の自己負担	手続きに必要なもの	所得制限
子育て支援医療	中学3年生までの子ども	1カ月1医療機関、入院・外来(医科・歯科)各200円	健康保険証、印かん	なし
ひとり親家庭医療	ひとり親家庭の母または父と18歳未満の子ども、遺児	なし	戸籍謄本、健康保険証、印かん	あり(所得制限額参照)
障がい者医療	身体障害者手帳1~3級または療育手帳を持つ75歳未満の人	なし	障害者手帳または療育手帳、健康保険証、印かん	あり(所得制限額参照)
重度心身障がい老人健康管理事業	後期高齢者医療被保険者で身体障害者手帳1~3級または療育手帳を持つ人	なし	後期高齢者医療被保険証、障害者手帳または療育手帳、印かん	あり(所得制限額参照)
老人医療(65歳~69歳)	昭和25年8月1日以前に生まれた人(※) 昭和25年8月2日以降に生まれた人	2割か3割 ※世帯内に65歳以上で住民税課税所得が145万円以上の人がある場合は、3割	健康保険証、印かん	あり(所得制限額参照) 世帯全員が所得税非課税

※次の①②に該当する人。
①本人、配偶者および同居の扶養義務者(直系血族の親族、兄弟姉妹)の平成28年度の所得税が非課税の人
②一人暮らしを含む「老人世帯」で所得制限以下の人

所得制限額

区分	扶養人数	所得制限額				
		0人	1人	2人	以降1人につき	
ひとり親家庭医療	本人および同居の扶養義務者	236万円未満	274万円未満	312万円未満	38万円加算	
障がい者医療・重度心身障がい老人健康管理事業	本人	360万4千円以下	398万4千円以下	436万4千円以下	38万円加算	
	扶養義務者	628万7千円未満	653万6千円未満	674万9千円未満	21万3千円加算	
老人医療	老人世帯(※)	本人	159万5千円以下	197万5千円以下	235万5千円以下	38万円加算
	一般世帯(60歳未満の人がいる)	世帯全員が所得税非課税				
	昭和25年8月1日以前生まれ	世帯全員が所得税非課税				
	昭和25年8月2日以降生まれ	世帯全員が所得税非課税				

◎上記の額は、平成27年中の所得から本人控除(障害者控除等)や社会保険料控除を差し引いた額です。
※「老人世帯」とは、同居する家族が満18歳未満や満60歳以上のみで構成されている世帯、もしくは世帯に重・中度の障がい者を有する人を含んだ世帯。

◆問い合わせ 国保医療課

老人医療負担金貸付金のお知らせ

市では、市内在住の後期高齢者医療被保険者および老人医療受給者を対象に、入院時の医療費の自己負担分の貸し付けを行っています。

貸し付けには、所得・世帯状況等の要件があります。詳細は、お問い合わせください。

書がない場合あり)または、金融機関口座届出印を持参いただければ保険料収納課でも申し込みいただけます。

保険料の納付には是非、口座振替をご利用ください。
◆問い合わせ 保険料収納課

保険料の納付 お忘れなく! 安心・確実・便利な口座振替の利用を

皆さんに納付していただいた保険料で、各保険制度は成り立っています。保険料は、皆さんが病気やケガをしたときに安心して受診し、必要な治療が受けられる大切な財源です。

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料は納期内に、忘れず納付してください。

納期限を過ぎると督促状が送付され、督促手数料や延滞金が加算されます。

保険料を納付するのに困難な事情がある場合は、そのまま放置せず早めにご相談ください。

また、相談なく滞納すると法令に基づき、滞納処分の対象となります

のでご注意ください。

保険料の納付には、安心・確実な口座振替の利用が便利です。

金融機関に納めに行く手間が省けるばかりでなく、納め忘れる心配もありません。

口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込